

登録免許税の納付方法に関する留意事項

1 納付について

「労働者派遣事業許可」及び「職業紹介事業許可」の許可申請1件につき、登録免許税として、90,000円の納付が必要です。（無料職業紹介事業の許可申請については、登録免許税の納付は必要ありません。）

なお、許可更新の際には、登録免許税を納付する必要はありません。

2 納付方法について

現金納付が原則です。許可申請者が国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行や郵便局）又は大阪労働局を管轄する「東税務署」で、登録免許税を納付し、領収証書（原本）を許可申請書とあわせて提出（貼付せず）してください。

納付書は最寄りの税務署か大阪労働局需給調整事業部で入手してください。

なお、領収証書（原本）を紛失した場合は、再度納付する必要がありますので、ご注意ください。

★ 納付書に記載する項目

- ・税目：221
- ・税務署名：「ヒガシ」税務署
- ・税務署番号：00035019
- ・科目：「トウロクメンキョ」税
- ・住所：法人住所
- ・氏名：法人名

*** 下記記載例を参考に記載してください。内容が異なると受理できません。**

< 登録免許税の記載例 >

記載例

記載する項目

(注意) 3枚複写になっておりますので、ボールペンなどで強めに記載してください。